

「地方分権改革のさらなる推進のために」のポイント

平成 18 年 8 月
全 国 市 長 会

ポイント 1

国は外交、安全保障などの国家戦略に力を集中させ、子育て、教育、福祉、まちづくりなどの内政面で、地方に出来ることは地方にまかせるという**地方分権改革の推進が、日本の新しい国のかたちを創る**。その理念に立って、地方分権推進の基本理念や国と地方の役割分担、検討組織等を定めた「**新地方分権推進・一括法**」の**制定を進める必要がある**。

ポイント 2

中央と地方の格差が広がるなか、多様な地域をよみがえらせ、地域力を活かして、**地方を再生させる必要がある**。**地域に挑戦する自由と気概と力を与える地方分権改革の推進が重要**である。そのため、**国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小を進めるとともに、地方税の充実強化や「地方交付税」を「地方共有税」に変更し、地方のセーフティネットであることの制度上の明確化を図る必要がある**。

ポイント 3

国と地方の関係を「**対等・協力**」と位置づけた意義を具体化し、自治体が、その行財政運営に関して自らが決定し、責任を負うことを明確化させるため、地方に関わる重要事項について、**国と地方が対等な立場で協議を行う「(仮)地方行財政会議」の設置等、国と地方の協議の場の法定化を進める必要がある**。